

加入者の医療保険制度等の認知率に関する 調査報告書について

調査項目について

(1) 保険料に関する認知率

(2) 現金給付に関する認知率

(3) 健診・保健指導に関する認知率

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率

(5) 医療のかかり方に関する内容認知率

(6) 情報周知状況

(1) 保険料に関する認知率 ① 保険料率等に関する認知率

問1【全員に】以下の健康保険の保険料率等に関する内容を、あなたをご存知ですか。
(回答はそれぞれ1つ)

- 1 協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること
- 2 協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映して、加入している支部ごとに異なること
- 3 保険料は、被保険者と事業主（勤務先）が半分ずつ負担していること
- 4 あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か
- 5 保険料の額は、標準報酬月額（※）に保険料率をかけて計算されること
※標準報酬月額とは保険料の額や給付額を計算するために、毎月の給料などの月額を区切りのよい幅で区分した設定であり、現在50等級ある。
- 6 40歳以上の人は介護保険料を負担する必要がある、40～64歳の健康保険加入者の負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一括で徴収されていること
- 7 協会けんぽの介護保険料率は、全支部で同一であること

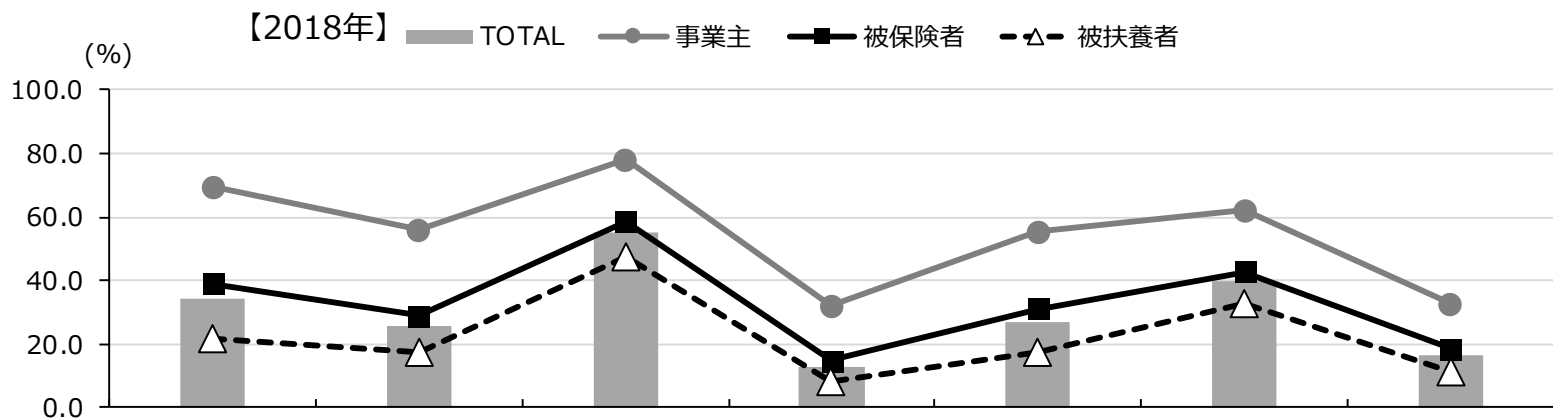
回答

- (1) 知っている
- (2) 知らない

(1) 保険料に関する認知率 ① 保険料率等に関する認知率

- ◆ 「保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること」の認知率は55.4%(前年 74.3%)、事業主では78.0% (前年95.4%)である。
- ◆ 最も認知率が低いのは「加入支部の保険料率が何%か」で12.9% (前年9.7%)、事業主では32.0% (28.5)%、被保険者で14.9% (10.4%)である。
- ◆ 「介護保険料は、健康保険の保険料と一括で徴収」の認知率は39.4%、事業主では62.0%である。
- ◆ いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順となっている。

| | |
|------|---|
| 前年比較 | <ul style="list-style-type: none"> □ 「保険料は、被保険者と事業主(勤務先)が半分ずつ負担していること」の認知率は大きく落ちている、事業主でも同様である。 □ その他、いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順である傾向は同様となっている。 |
|------|---|



| | n=()は2017年 | 2018年 | | 2017年 | | 2018年 | | 2017年 | | 2018年 | | 2017年 | | 2018年 | | 2017年 | |
|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | | |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 34.0 | 37.3 | 25.6 | 24.9 | 55.4 | 74.3 | 12.9 | 9.7 | 27.2 | 25.8 | 39.8 | - | 16.4 | - | - | - |
| 事業主 | 150(130) | 69.3 | 70.8 | 56.0 | 52.3 | 78.0 | 95.4 | 32.0 | 28.5 | 55.3 | 60.0 | 62.0 | - | 32.7 | - | - | - |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 39.1 | 39.9 | 28.9 | 25.9 | 58.8 | 75.9 | 14.9 | 10.4 | 31.1 | 27.0 | 42.6 | - | 18.4 | - | - | - |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 21.5 | 25.9 | 17.1 | 19.1 | 47.2 | 67.4 | 7.9 | 5.7 | 17.5 | 18.3 | 32.8 | - | 11.2 | - | - | - |

(1)保険料に関する認知率 ②医療保険の財源や使途等に関する認知率

問2【全員に】以下の協会けんぽが運営する健康保険の財源や使途等に関する内容を、あなたはご存知ですか。（回答はそれぞれ1つ）

- 1 協会けんぽの運営する健康保険には、国からの補助金（税金）が支払われていること
- 2 協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること
- 3 協会けんぽ設立以来、医療費（1人当たり保険給付費）の伸びが賃金（1人当たり標準報酬）の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造であること

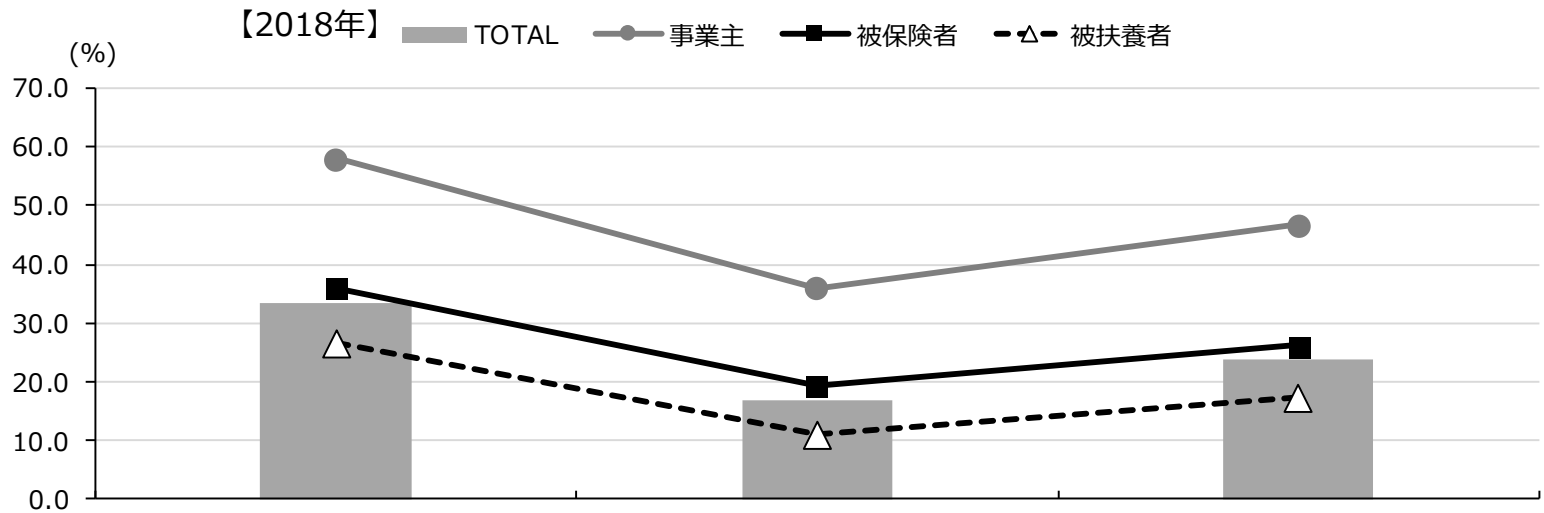
回答

- (1) 知っている
- (2) 知らない

(1) 保険料に関する認知率 ② 医療保険の財源や用途等に関する認知率

- ◆ 「協会けんぽの運営する医療保険には、国からの補助金(税金)が支払われていること」の認知率は33.3%(前年36.0%)。
- ◆ 「協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること」の認知率は17.0%(14.3%)、「医療費の伸びが賃金の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造」の認知率は23.8%(26.8%)と低いレベルとなっている。
- ◆ いずれの内容についても、事業主に比べ、被保険者・被扶養者の認知率は低い。

| | |
|------|---|
| 前年比較 | <ul style="list-style-type: none"> □ 「協会けんぽの保険財政は赤字構造」の認知率はもともと高くはないが、さらに5%ほど、「被保険者の落ち」を反映して、落ちている。 □ その他、いずれの内容についても、事業主の認知率が最も高く、被保険者、被扶養者の順である傾向は同様となっている。 |
|------|---|



| | n=()は2017年 | 協会けんぽの運営する健康保険には、国からの補助金(税金)が支払われていること | | 協会けんぽの支出の約6割は加入者の皆様への保険給付、約4割は高齢者医療への拠出金となっていること | | 協会けんぽ設立以来、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造であること | |
|-------|--------------|--|-------|--|-------|--|-------|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 33.3 | 36.0 | 17.0 | 14.3 | 23.8 | 26.8 |
| 事業主 | 150(130) | 58.0 | 58.5 | 36.0 | 28.5 | 46.7 | 46.9 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 35.9 | 36.2 | 19.4 | 14.9 | 26.1 | 27.2 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 26.7 | 32.8 | 10.9 | 10.9 | 17.5 | 23.4 |

(2)現金給付に関する認知率 ①現金給付等の認知率

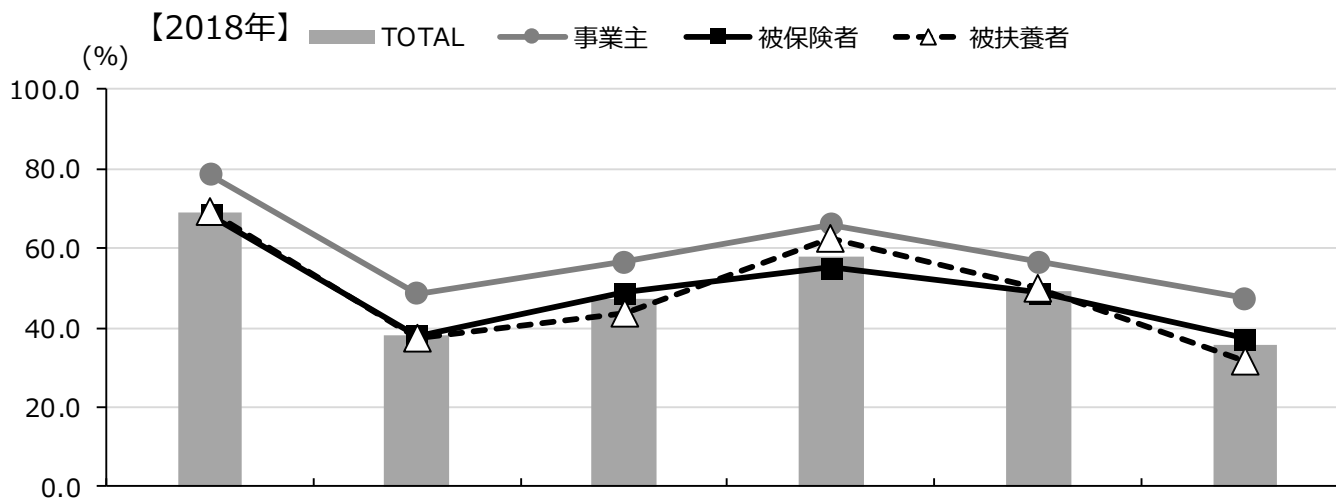
問3【全員に】健康保険には、以下のような現金給付等サービスがあります。
あなたはこれらをご存知ですか。それぞれについてお答えください。
(回答はそれぞれ1つ)

| | |
|------------|--|
| 1 高額療養費 | 医療費が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される |
| 2 限度額適用認定証 | 事前に認定証を申請し、医療機関等の窓口で提示することで、1ヶ月の窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなる |
| 3 傷病手当金 | 病気やけがのために会社を休み、会社から十分な報酬（給与等）が受けられない場合に支給される |
| 4 出産育児一時金 | 出産時に申請することで支給される |
| 5 出産手当金 | 被保険者が出産のため会社を休み、会社から報酬（給与等）が受けられない場合に支給される |
| 6 療養費の支給 | やむを得ない事情で保険診療を受けられず自費で受診した場合、事後的に保険適用額を請求することで支給される |
| 回答 | |
| (1) 知っている | |
| (2) 知らない | |

(2)現金給付に関する認知率 ①現金給付等の認知率

- ◆ 認知率が高いのは、「高額療養費」68.9%(前年77.5%)と「出産育児一時金」57.8(前年71.9%)だが、今年は6割台、5割台と前年7割超から落ちている。
- ◆ 「療養費の支給」「限度額適用認定証」はそれぞれ35.6%(前年47.6%)、38.1%(前年49.4%)と3割台の認知率で3人に1人強の認知率と低く、前年の2人に1人弱の認知率から落ちている。
- ◆ 「出産育児一時金」57.8%(前年71.9%)の認知率減が7割台から5割台に落ち込みが大きく、「出産手当金」49.4%(56.2%)と出産関係の給付認知率が落ちている。

| | |
|------|---|
| 前年比較 | <ul style="list-style-type: none"> □ 「現金給付等サービス」の認知率は「出産育児一時金」を筆頭に全体に落ち込みが大きい。 □ 事業主、被保険者、被扶養者それぞれに「現金給付等サービス」の認知率が落ちている。特に「被扶養者」でも落ち込みが全般的に大きくなっている。 |
|------|---|

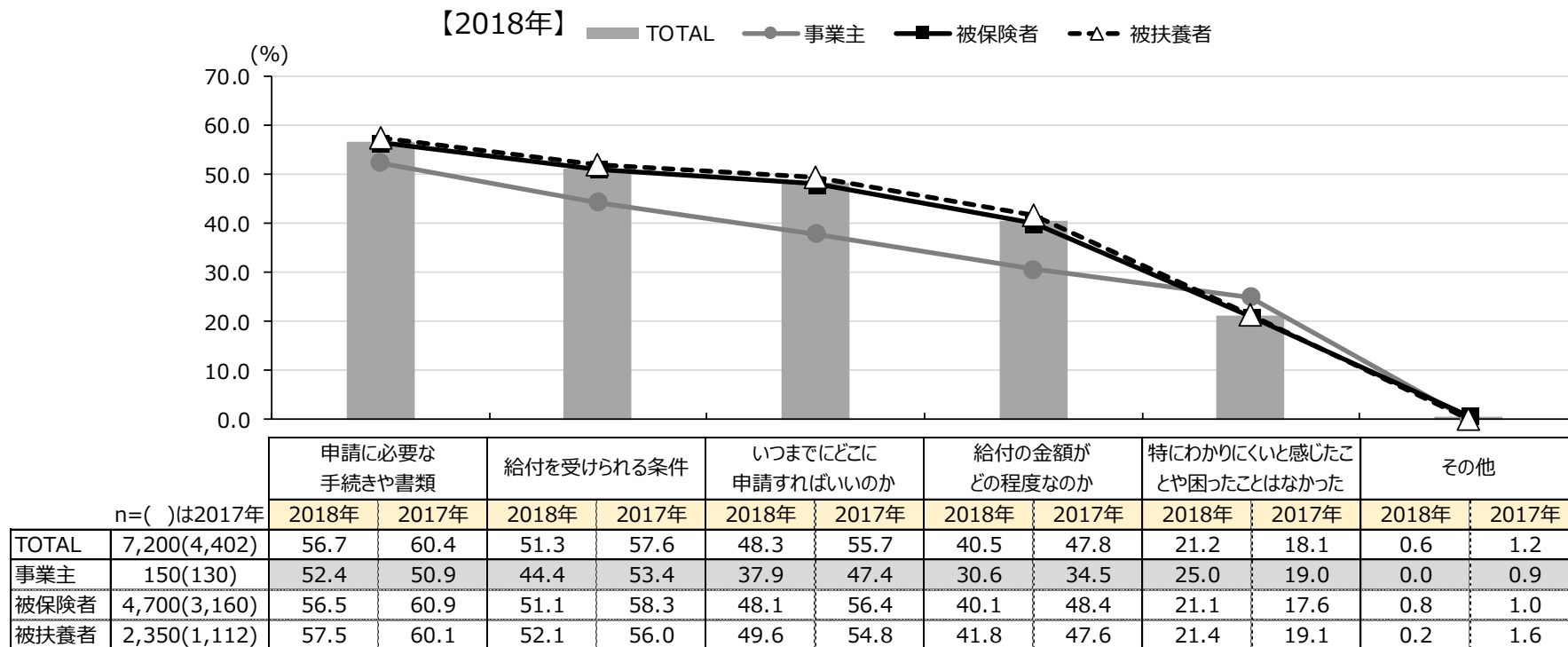


| | n()は2017年 | 高額医療費 | | 限度額適用認定証 | | 傷病手当金 | | 出産育児一時金 | | 出産手当金 | | 療養費の支給 | | 単純平均 | |
|-------|--------------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 68.9 | 77.5 | 38.1 | 49.4 | 47.2 | 57.3 | 57.8 | 71.9 | 49.4 | 56.2 | 35.6 | 47.6 | 49.5 | 60.0 |
| 事業主 | 150(130) | 78.7 | 80.0 | 48.7 | 56.9 | 56.7 | 63.1 | 66.0 | 80.8 | 56.7 | 63.8 | 47.3 | 62.3 | 59.0 | 67.8 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 68.3 | 77.0 | 38.1 | 47.6 | 48.8 | 57.6 | 55.3 | 69.0 | 48.9 | 54.7 | 37.3 | 46.1 | 49.4 | 58.7 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 69.5 | 78.8 | 37.6 | 53.8 | 43.5 | 55.8 | 62.3 | 79.4 | 49.9 | 59.7 | 31.4 | 50.4 | 49.0 | 63.0 |

(2)現金給付に関する認知率 ②現金給付に関してわかりにくいと感じること

- ◆ 半数以上の人、「申請に必要な手続きや書類」56.7%(前年60.4%)、「給付を受けられる条件」51.3%(57.6%)といった点でわかりにくいと感じたり、困ったことがあったと回答している。次いでわかりにくいこととして「いつまでにどこに申請すればいいのかわからないのか」48.3%(55.7%)があげられ、やはり半数に近い。
- ◆ 「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはなかった」との回答は21.2%(18.1%)と5人に1人程度の評価。加入区分による違いはさほど見られない。

前年比較 □ 「現金給付に関してわかりにくいと感じること」は全体に若干少なくなったものの、変わらず「申請に必要な手続きや書類」「給付を受けられる条件」は半数以上、「いつまでにどこに申請すればいいのかわからないのか」もほぼ半数の人がわかりにくいと評価している



(3) 健診・保健指導に関する認知率 ① 協会けんぽの健診認知率

問5

(被保険者⇒) 協会けんぽでは、35歳以上の被保険者向けの健診として「生活習慣病予防健診」を実施しています。あなたは、この健診をご存知ですか。(回答は1つ)

(被扶養者⇒) 協会けんぽでは、被扶養者向けの健診として「特定健康診査」を実施しています。あなたは、この健診をご存知ですか。(回答は1つ)

※これらの健診は生活習慣病のリスクの早期発見と、リスクが見つかった方の生活習慣を改善していくための保健指導を受けていただくことを目的としています。

回答

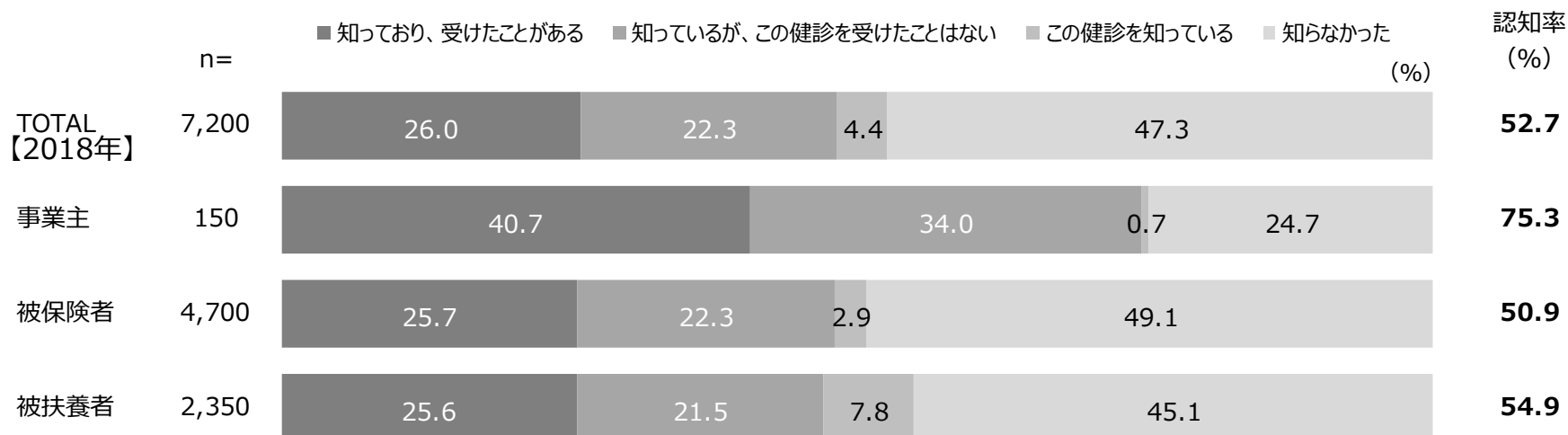
- 1 知っており、受けたことがある (※被保険者は35歳以上、被扶養者は40歳以上)
- 2 知っているが、この健診を受けたことはない (※被保険者は35歳以上、被扶養者は40歳以上)
- 3 この健診を知っている (※被保険者は35歳未満、被扶養者は40歳未満)
- 4 知らなかった

(3) 健診・保健指導に関する認知率 ① 協会けんぽの健診認知率

- ◆ 「知っているが、この健診を受けたことがない」人まで含めると、認知率は52.7%(前年61.2%)である。
- ◆ 一方で、「協会けんぽの健診の受診経験がある」のは26.0%(32.1%)であり、認知率者でも半数49.3%が「この健診を受けたことがない」と回答している。
- ◆ 被保険者の認知率は50.9%と低く、受診経験も25.7%(28.7%)とほぼ4人に1人の割合にとどまっている。

| | |
|------|---|
| 前年比較 | <p>□ 被扶養者での「協会けんぽの健診の受診経験がある」は、前年42.4%から今回25.6%に落ちており、被扶養者での「知っているが、この健診を受けたことがない」が前年36.7%から21.5%に落ち込みが大きい。</p> |
|------|---|

※前年は「この健診を知っている」の項目がなく、比較はデータなし



(3) 健診・保健指導に関する認知率 ②協会けんぽの健診手続きに関する認知率

問6【問5で協会けんぽの健診を知っていると回答した人に】
協会けんぽの健診に関して、あなたは以下の内容をご存知ですか。
(回答はそれぞれ1つ)

- 1 被保険者の場合、一般的には事業主が健診機関への予約をとりまとめて、生活習慣病予防健診申込書を協会けんぽの加入支部に提出すること (事業主及び被保険者)
- 2 被扶養者の場合、受診を希望する健診機関にご自身が直接予約をとること (事業主及び被扶養者)
- 3 被保険者が生活習慣病予防健診を受診する場合、協会けんぽから費用補助があり、約7千円の自己負担で受診できること (※事業主及び被保険者)
- 4 被扶養者が特定健康診査を受診する場合、健診機関が定める費用から協会けんぽの補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること
- 5 被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと (※事業主及び被保険者)
- 6 被扶養者の健診結果は、直接本人の手元に届くこと (※被保険者及び被扶養者)
- 7 健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること

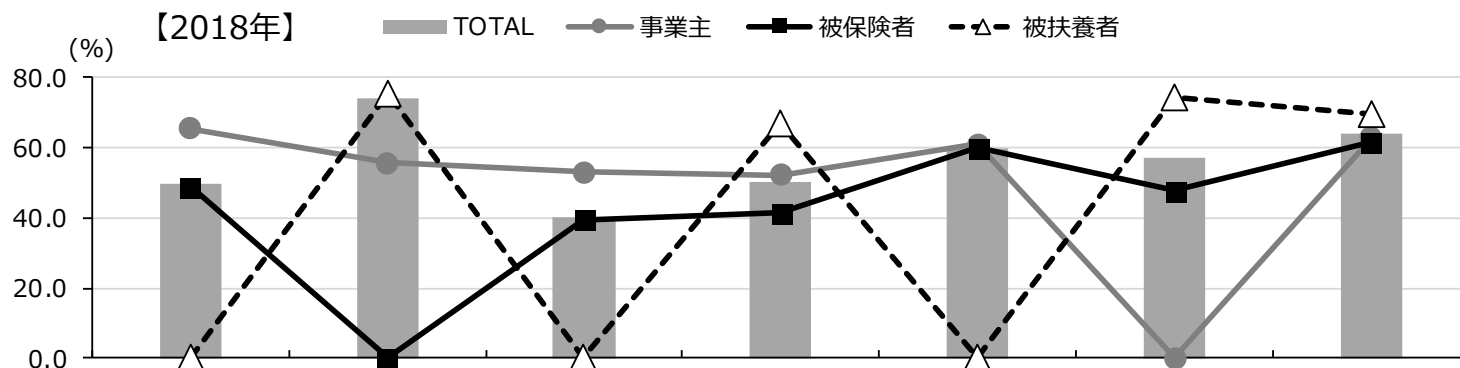
回答

- (1) 知っている
- (2) 知らない

(3) 健診・保健指導に関する認知率 ② 協会けんぽの健診手続きに関する認知率

- ◆ 最も認知率が高いのは「被扶養者の場合、受診を希望する健診機関にご自身が直接予約をとること」73.9%。次いで「健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること」64.2%(前年79.4%)、「被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと」60.1%である。
※今年では評価セル(対象者の回答がない)が異なっており、注意
- ◆ 被保険者が生活習慣病健診を受ける場合の費用補助に関して、事業主では53.1%の認知率であり、被保険者では39.6%にとどまっている。

前年比較 □ 事業主の評価は全般に前年から認知率が下がる傾向が見られるが、特に「健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること」62.8%(前年 80.6%)、「被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと」61.1%(78.3%)の落ちが大きい。



| | | | | | | |
|--|--|---|---|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 被保険者の場合、一般的には事業主が健診機関への予約をとりまとめて、生活習慣病予防健診申込書を協会けんぽの加入支部に提出すること(事業主及び被保険者) | 被扶養者の場合、受診を希望する健診機関にご自身が直接予約をとること(事業主及び被扶養者) | 被保険者が生活習慣病予防健診を受診する場合、協会けんぽから費用補助があり、約7千円の自己負担で受診できること(事業主及び被保険者) | 被扶養者が特定健康診査を受診する場合、健診機関が定める費用から協会けんぽの補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること | 被保険者の健診結果は、一般的には事業主を通して本人の手元に届くこと(事業主及び被保険者) | 被扶養者の健診結果は、直接本人の手元に届くこと(被保険者及び被扶養者) | 健診を毎年受診すれば、経年的な健康状態の変化を確認することができること |
|--|--|---|---|--|-------------------------------------|-------------------------------------|

| | n=()は2017年 | 2018年 | | 2017年 | | 2018年 | | 2017年 | | 2018年 | | 2017年 | | 2018年 | | 2017年 | |
|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | | |
| TOTAL | 3,794(1,887) | 49.5 | 50.9 | 73.9 | 54.0 | 40.3 | 36.4 | 50.4 | 41.5 | 60.1 | 66.6 | 57.0 | 56.0 | 64.2 | 79.4 | | |
| 事業主 | 113(92) | 65.5 | 72.8 | 55.8 | 57.6 | 53.1 | 62.0 | 52.2 | 60.9 | 61.1 | 78.3 | - | 63.0 | 62.8 | 80.4 | | |
| 被保険者 | 2,391(1,267) | 48.7 | 56.0 | - | 44.7 | 39.6 | 33.9 | 41.4 | 35.0 | 60.0 | 68.9 | 47.7 | 49.3 | 61.5 | 79.3 | | |
| 被扶養者 | 1,290(528) | - | 34.8 | 75.5 | 75.8 | - | 37.7 | 67.1 | 53.8 | - | 58.9 | 74.3 | 70.8 | 69.4 | 79.4 | | |

↑ ※協会けんぽの健診認知者のn値。設問により赤字の条件で、回答者が更に絞られているので注意。

(3) 健診・保健指導に関する認知率③協会けんぽの健診に関する取組認知率

問7【全員に】協会けんぽでは、健診に関して以下のことを行っています。あなたは
この内容をご存知ですか。（回答はそれぞれ1つ）

- 1 健診の結果、メタボリックシンドローム（メタボ）のリスクが高かった40歳以上の方に、
特定保健指導（保健師等による生活習慣改善のアドバイス等）を実施していること
- 2 事業主が行う定期健診のデータについて、協会けんぽから提供を求められた場合には、
法律（※高齢者の医療の確保に関する法律第27条）により提供する義務があること
（事業主）
- 3 健診後に事業所を通じて、保健師等による健康相談等のサポートを行っていること
（事業主及び被保険者）
- 4 事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができる
サービスを提供していること **（事業主のみ）**
- 5 健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、
重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること

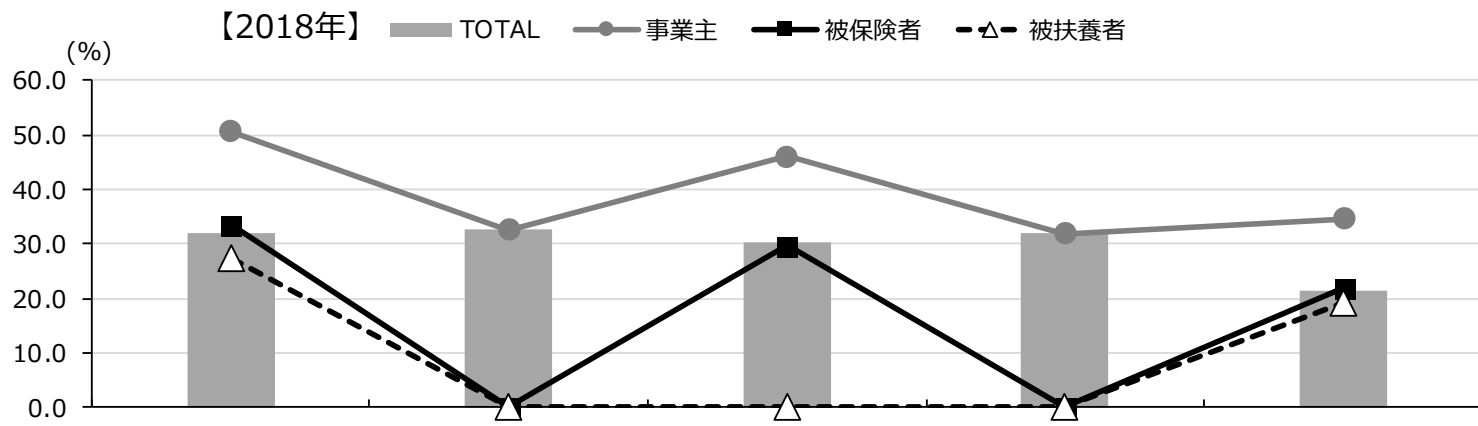
回答

- (1) 知っている
- (2) 知らない

(3) 健診・保健指導に関する認知率③協会けんぽの健診に関する取組認知率

- ◆ 全回答者のある事業主で見ると、最も認知率が高いのは「特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること」50.7%(前年50.0%)「健診後の保健師等による健康相談等のサポートの実施」46.0%(44.6%)、「重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること」34.7%(37.7%)となっている。
- ◆ 「特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること」「重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること」の認知率は、事業主が高く、被扶養者、被保険者の認知率は低い。

前年比較 □ 事業主の評価は3項目で前年から認知率が上がっており、認知率最下位ではあるが、「事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができるサービスを提供していること」32.0%(25.4%)の上昇率は特に大きい。



| | | | | |
|--|---|---|--|--|
| 健診の結果、メタボリックシンドローム(メタボ)のリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること | 事業主が行う定期健診のデータについて、協会けんぽから提供を求められた場合には、法律(※高齢者の医療の確保に関する法律第27条)により提供する義務があること(事業主)* | 健診後に事業所を通じて、保健師等による健康相談等のサポートを行っていること(事業主及び被保険者)* | 事業主向けに、インターネットで協会けんぽの生活習慣病予防健診の申込ができるサービスを提供していること(事業主)* | 健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること |
|--|---|---|--|--|

| | | n=()は2017年 | | 2018年 | | 2017年 | | 2018年 | | 2017年 | |
|-------|--------------|-------------|------|-------|---|-------|------|-------|------|-------|------|
| TOTAL | 7,200(4,402) | 31.9 | 35.1 | 32.7 | - | 30.2 | 27.1 | 32.0 | 10.9 | 21.3 | 16.9 |
| 事業主 | 150(130) | 50.7 | 50.0 | 32.7 | - | 46.0 | 44.6 | 32.0 | 25.4 | 34.7 | 37.7 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 33.5 | 35.4 | - | - | 29.7 | 28.0 | - | 10.9 | 21.9 | 16.4 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 27.5 | 32.4 | - | - | - | 22.4 | - | 9.0 | 19.1 | 15.8 |

*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

(3) 健診・保健指導に関する認知率 ④ 健診に関してわかりにくいと感じること

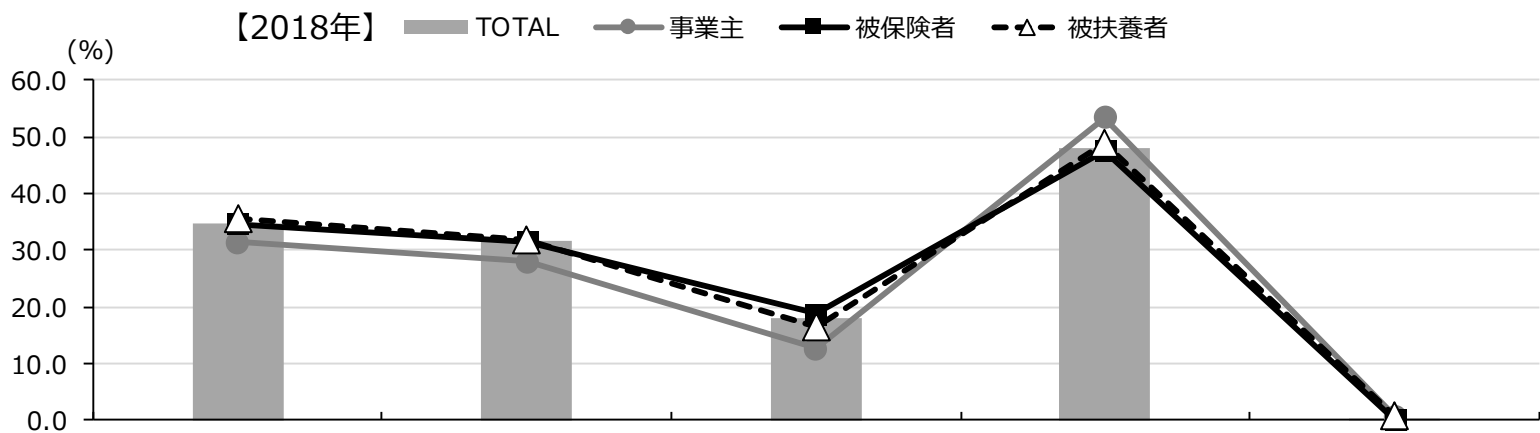
問8【全員に】あなたは以下にあげる項目について、わかりにくいと感じたことや困っていることがありましたか。具体的にご記入ください。(回答はいくつでも)

- 1 健診の申込みはどのように行ったらよいのか
- 2 健診にかかる費用負担はどのようになっているのか
- 3 健診結果はどのように見ればよいのか
- 4 特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない
- 5 その他 ()

(3) 健診・保健指導に関する認知率 ④ 健診に関してわかりにくいと感じること

- ◆ 48.1%(前年43.5%)は「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない」と回答し、アップしている。
- ◆ わかりにくいと感じたこと、困ったことの内容としては、事業主・被保険者・被扶養者のいずれにおいても「健診にかかる費用負担」をあげる割合が高い。

前年比較 □ 「健診にかかる費用負担はどのようになっているのか」34.8%(前年42.9%)「健診の申込みはどのように行ったらよいのか」31.6% (34.2%)、「健診結果はどのように見ればよいのか」18.0%(24.1%)ともに、わかりにくいと感じたことの割合は下がっている。



| | n=()は2017年 | 健診にかかる費用負担はどのようになっているのか | | 健診の申込みはどのように行ったらよいのか | | 健診結果はどのように見ればよいのか | | 特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない | | その他 | |
|-------|--------------|-------------------------|-------|----------------------|-------|-------------------|-------|-------------------------|-------|-------|-------|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 34.8 | 42.9 | 31.6 | 34.2 | 18.0 | 24.1 | 48.1 | 43.5 | 0.4 | 0.7 |
| 事業主 | 150(130) | 31.3 | 31.5 | 28.0 | 26.9 | 12.7 | 19.2 | 53.3 | 50.0 | 0.7 | 0.8 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 34.6 | 43.6 | 31.6 | 33.9 | 18.9 | 24.2 | 47.6 | 42.8 | 0.2 | 0.5 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 35.6 | 42.3 | 31.7 | 35.8 | 16.6 | 24.6 | 48.9 | 44.7 | 0.7 | 1.3 |

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率

問9【全員に】健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組など、以下の内容をあなたはご存知ですか。（回答はそれぞれ1つ）

(マイナンバー)

- 1 マイナンバーカードがあれば、行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと
- 2 協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること

(健康保険の任意継続)

- 3 退職等により健康保険の資格を喪失した後も、協会けんぽに一定期間加入していれば、市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度（任意継続被保険者制度）があること
- 4 任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければいけないこと
- 5 任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる（事業主の負担はない、負担上限あり）こと

(コラボヘルス)

- 6 協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること（※事業主及び被保険者）
- 7 健康宣言をした企業とその従業員は、協会けんぽと協定を締結した事業者から様々なサービス（銀行の低利融資や料金割引等）を受けられること（※事業主及び被保険者）
- 8 コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主に対し、事業所の従業員の健康度を見える化したツールを配付していること（※事業主及び被保険者）
- 9 あなた（またはあなたの扶養者）の職場では健康宣言をしているかどうか

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率

(第三者行為による傷病届ほか)

- 10 交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと
- 11 業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること

(医療費通知)

- 12 協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること
- 13 この医療費通知は、確定申告(医療費控除の申告手続き)において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)

(ジェネリック医薬品)

- 14 ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること
- 15 ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3~5割程度薬代が安くなること
- 16 協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること
- 17 協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること

(インセンティブ制度)

- 18 協会けんぽでは、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること

回答

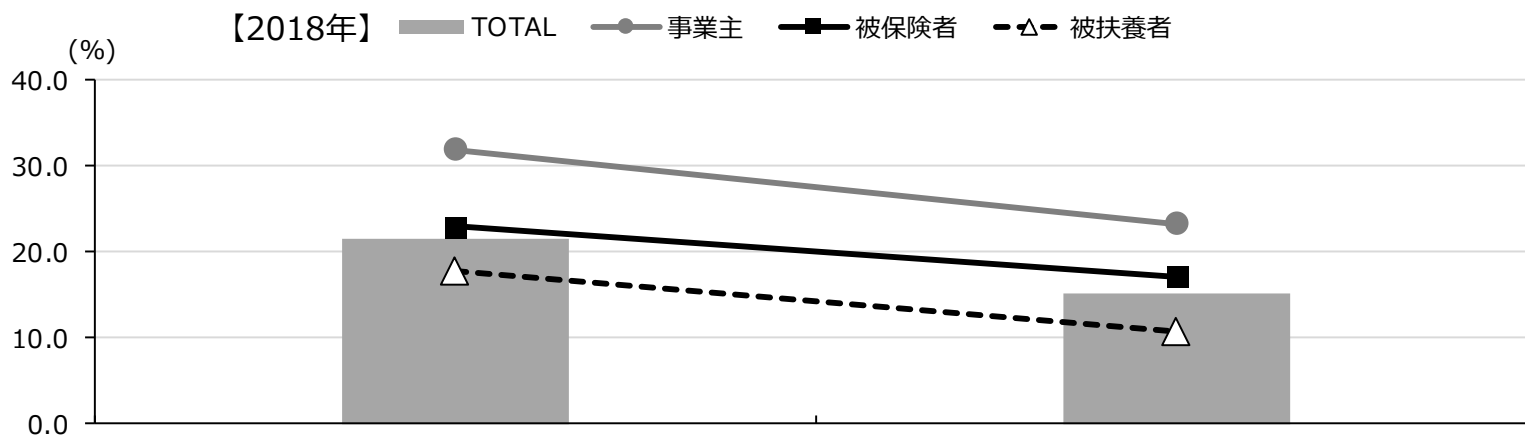
- (1) 知っている
- (2) 知らない

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率<マイナンバー>

- ◆ マイナンバーについては、「行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと」21.5%(前年32.4%)、「協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること」は15.3%(前年16.1%)の認知率である。
- ◆ 現金給付の申請におけるマイナンバーの記入については、被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。

| | |
|------|---|
| 前年比較 | □ マイナンバーの「行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと」の認知率は、ダウン傾向。 |
|------|---|

《マイナンバー》



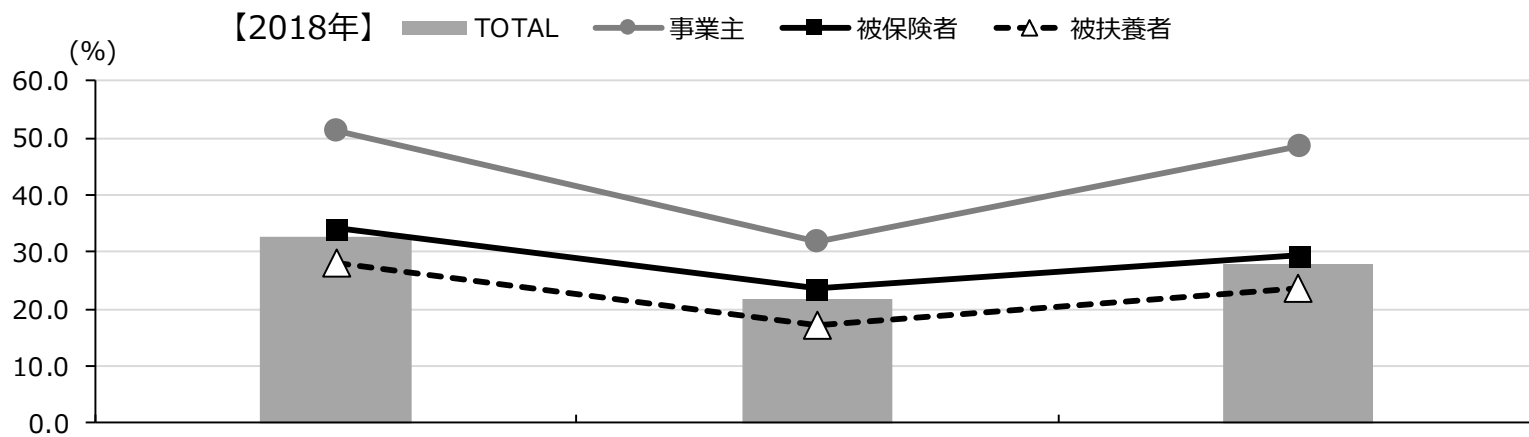
| | n=()は2017年 | マイナンバーカードがあれば、行政機関での税や社会保障などの申請手続きにおいて、一部書類の添付を省略できる「情報連携」が開始されたこと | | 協会けんぽの一部の現金給付において、マイナンバーの記入により添付書類を省略できること | |
|-------|--------------|--|-------|--|-------|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 21.5 | 32.4 | 15.3 | 16.1 |
| 事業主 | 150(130) | 32.0 | 36.9 | 23.3 | 24.6 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 23.0 | 32.1 | 17.2 | 15.7 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 17.8 | 32.8 | 10.9 | 16.0 |

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率 <健康保険の任意継続>

- ◆ 「業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること」35.9%(前年36.6%) の認知率。
- ◆ 「交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと」は、15.9%(13.3%) の低い認知率となっている。

| | |
|------|---|
| 前年比較 | □ 「業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること」はほぼ横ばいの認知率。 |
| | □ 「交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと」は、若干認知率を上げているものの、10%半ばの低い認知率となっている。 |

<< 健康保険の任意継続 >>



| | | |
|---|--|--|
| 退職等により健康保険の資格を喪失した後も、協会けんぽに一定期間加入していれば、市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度（任意継続被保険者制度）があること | 任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならないこと | 任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる（事業主の負担はない、負担上限あり）こと |
|---|--|--|

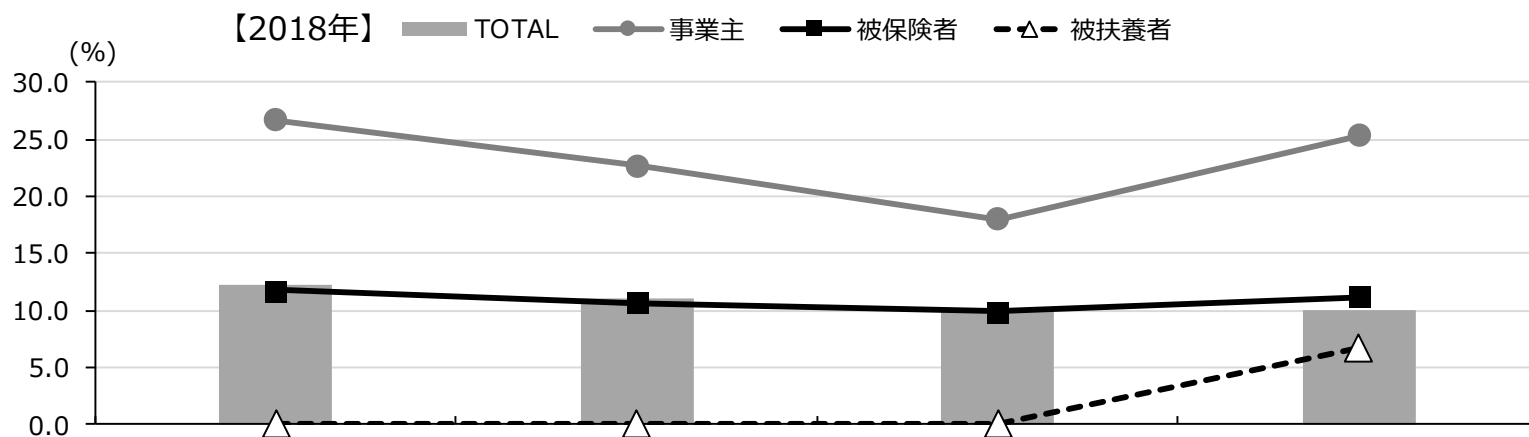
| | n=()は2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| TOTAL | 7,200(4,402) | 32.6 | 44.9 | 21.7 | 27.0 | 27.8 | 36.0 |
| 事業主 | 150(130) | 51.3 | 52.3 | 32.0 | 36.9 | 48.7 | 45.4 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 34.2 | 44.8 | 23.6 | 27.2 | 29.3 | 35.9 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 28.1 | 44.5 | 17.1 | 25.3 | 23.5 | 35.1 |

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率 <コラボヘルス>

- ◆ コラボヘルスについては、いずれの内容も数10%台前半と低い認知率である。
- ◆ 被保険者に比べると事業主の認知率は高いが、いずれの内容でも1割台～2割台までとなっている。

前年比較 □ コラボヘルスについて今年聴取した事業主、被保険者共に、認知率は小さいものの、3項目で前年より認知率が向上している。

«コラボヘルス»



| | | | |
|---|--|--|-----------------------------------|
| 協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進に向けた取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が、従業員とその家族の健康づくりを進めていること (事業主及び被保険者)* | 健康宣言をした企業とその従業員は、協会けんぽと協定を締結した事業者から様々なサービス（銀行の低利融資や料金割引等）を受けられること (事業主及び被保険者)* | コラボヘルスの一環として、協会けんぽから事業主に対し、事業所の従業員の健康度を見える化したツールを配付していること (事業主及び被保険者)* | あなた（またはあなたの扶養者）の職場では健康宣言をしているかどうか |
|---|--|--|-----------------------------------|

| | n=()は2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| TOTAL | 7,200(4,402) | 12.2 | 6.2 | 11.1 | 3.7 | 10.1 | 3.8 | 10.0 | 4.8 |
| 事業主 | 150(130) | 26.7 | 14.6 | 22.7 | 10.8 | 18.0 | 11.5 | 25.3 | 13.8 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 11.8 | 5.9 | 10.7 | 3.6 | 9.9 | 3.7 | 11.2 | 4.6 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | - | 6.2 | - | 3.0 | - | 3.2 | 6.7 | 4.3 |

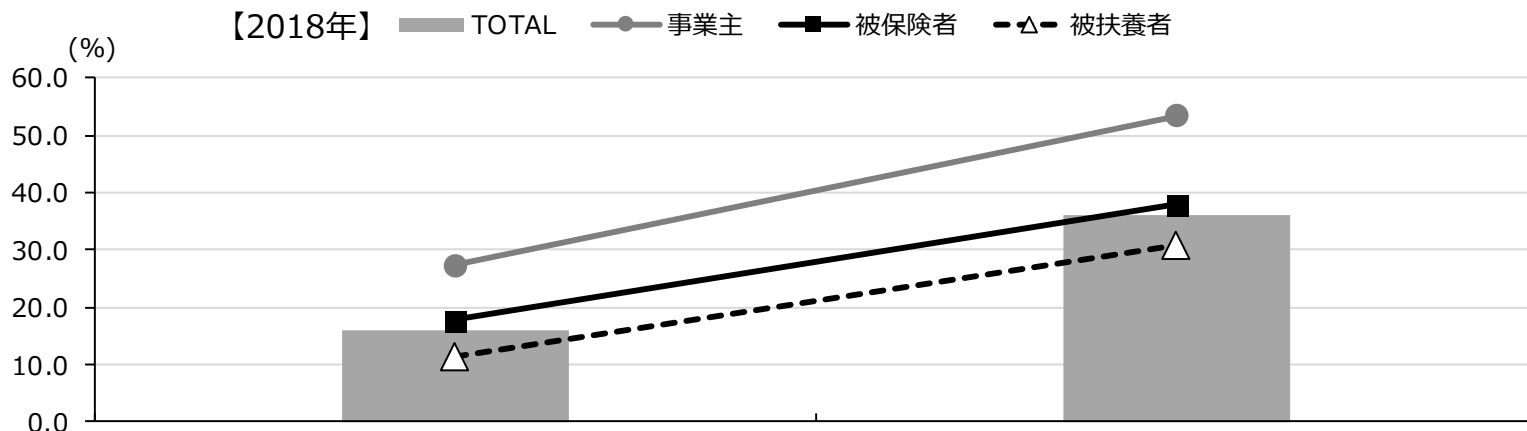
*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率 <第三者行為による傷病届ほか>

- ◆ 健康保険の任意継続については、「市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)」の認知率は32.6%(前年44.9%)、「任意継続被保険者制度の保険料は全額加入者の負担となる(事業主の負担はない、負担上限あり)こと」27.8%(前年聴取無し)「任意継続被保険者制度の加入の申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならないこと」21.7%(27.0%)となっている。
- ◆ 任意継続の詳細については、被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。

| | |
|------|---|
| 前年比較 | □ 「市区町村の国民健康保険に加入せずに、任意で健康保険に継続して加入できる制度(任意継続被保険者制度)」の認知率は前年の認知率を下げており、事業主は認知率が変わらないが、被保険者、特に被扶養者は大きく認知率を下げている。 |
|------|---|

<< 第三者行為による傷病届ほか >>



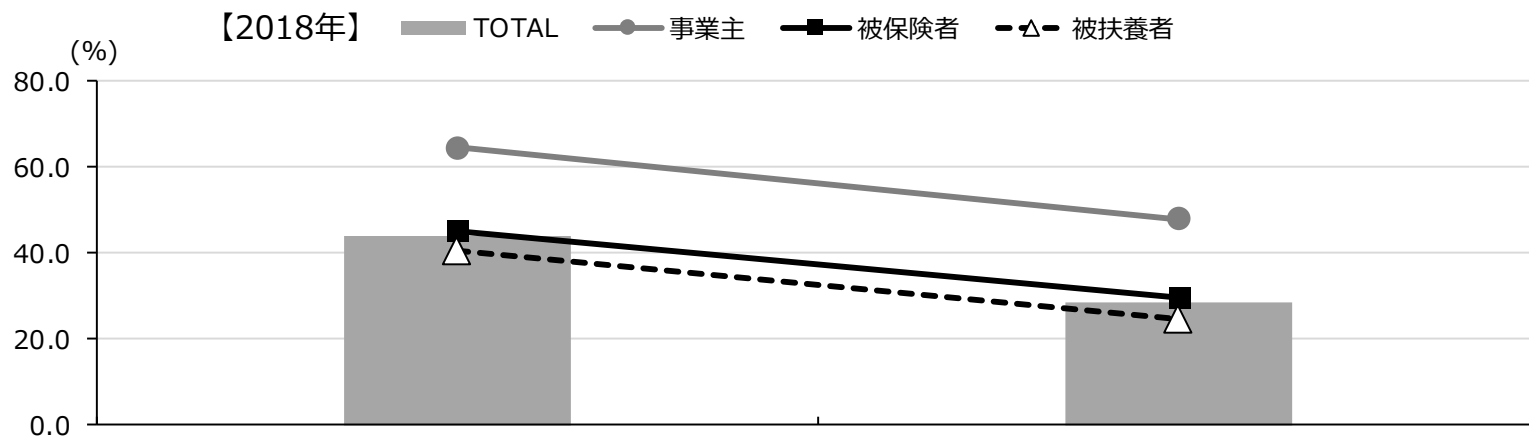
| | n=()は2017年 | 交通事故等の第三者の行為により医療機関を受診したときは、協会けんぽに第三者行為による傷病届の提出が必要なこと | | 業務災害や通勤災害には健康保険は使用できず、労災保険が適用になること | |
|-------|--------------|--|-------|------------------------------------|-------|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 15.9 | 13.3 | 35.9 | 36.6 |
| 事業主 | 150(130) | 27.3 | 23.8 | 53.3 | 46.9 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 17.8 | 13.4 | 37.9 | 36.5 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 11.4 | 11.8 | 31.0 | 35.6 |

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率 <医療費通知>

- ◆ 「年1回『医療費のお知らせ』を送付していること」の認知率は44.2%(前年56.4%)である。
- ◆ 「この医療費通知は、確定申告において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)」28.5%、(前年18.7%)の認知率は上昇したもののまだ3割を下回る。被保険者・被扶養者に比べ、事業主の認知率が高い。

前年比較 □ 「年1回『医療費のお知らせ』を送付していること」の認知率は前年の認知率を下げている。逆に「医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)」は認知率を上げている。事業主は認知率をあげているが、被保険者、被扶養者はそれぞれ大きく認知率を下げている。

<<医療費通知>>



協会けんぽから、健康保険で診療を受けた加入者を対象に、年1回「医療費のお知らせ」(医療費通知)を送付していること

この医療費通知は、確定申告(医療費控除の申告手続き)において医療費等の明細書として使用できること(その場合、領収書の添付は不要)

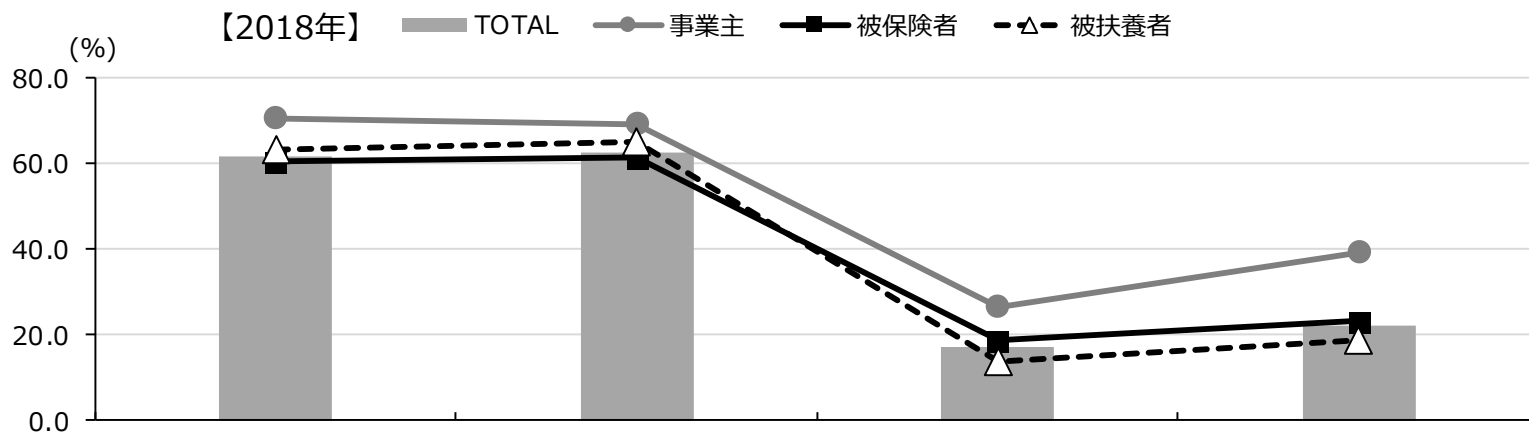
| | n=()は2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
|-------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| TOTAL | 7,200(4,402) | 44.2 | 56.4 | 28.5 | 18.7 |
| 事業主 | 150(130) | 64.7 | 63.1 | 48.0 | 36.9 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 45.2 | 56.2 | 29.8 | 18.7 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 40.8 | 56.0 | 24.6 | 16.5 |

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率 <ジェネリック医薬品>

- ◆ 「ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や安全性が同等であると国が認可した薬であること」61.6%(前年79.6%)、「先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」62.9%(73.1% * 5割程度安くなる)は6割超の認知率である。
- ◆ 一方で、その詳細については「協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること」「協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること」は1～2割程度の認知率にとどまっている。被保険者・被扶養者に比べると、事業主の認知率は若干高い。

前年比較 □ 「ジェネリック医薬品は先発医薬品と成分や安全性が同等であると国が認可した薬であること」、「先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること」の認知率は5人に3人が知っているが、共に前年の認知率を下げている、事業主、被保険者、被扶養者それぞれも認知率を下げている。

<<ジェネリック医薬品>>



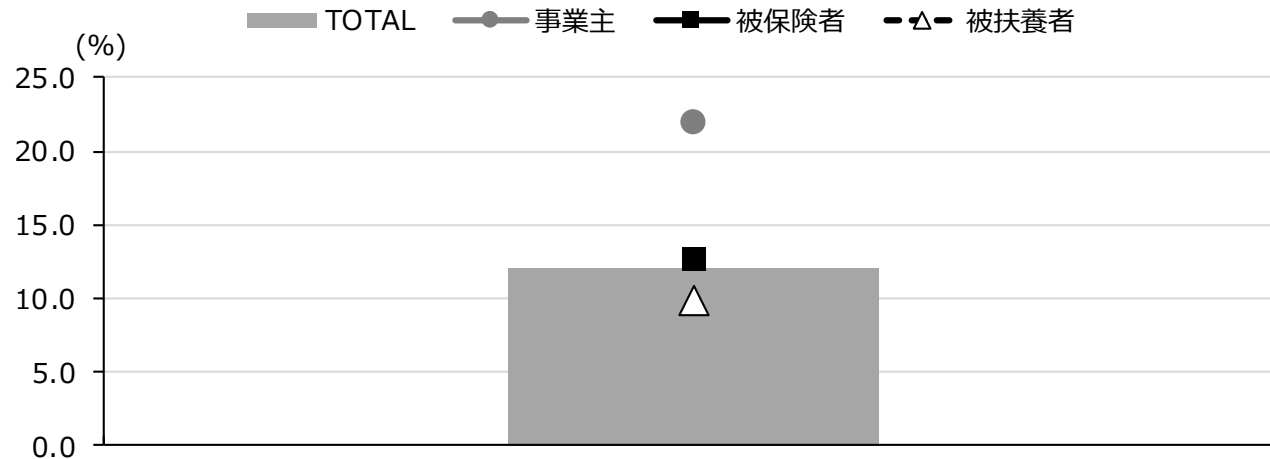
| | n=()は2017年 | ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること | | ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代が安くなること | | 協会けんぽ加入者のジェネリック医薬品の使用割合は、現在約75%に達していること | | 協会けんぽでは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合にお薬代を軽減できる可能性のある方に「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付していること | |
|-------|--------------|--|-------|-----------------------------------|-------|---|-------|--|-------|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 61.6 | 79.6 | 62.9 | 73.1 | 17.3 | 25.0 | 22.2 | 23.9 |
| 事業主 | 150(130) | 70.7 | 82.3 | 69.3 | 80.0 | 26.7 | 40.0 | 39.3 | 40.0 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 60.5 | 78.5 | 61.5 | 71.8 | 18.8 | 24.1 | 23.3 | 23.2 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 63.2 | 72.6 | 65.2 | 76.3 | 13.8 | 25.6 | 19.0 | 23.9 |

(4) 協会けんぽの取組等に関する認知率 <インセンティブ制度>

- ◆ インセンティブ制度については、「ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること」について、12.0%の認知率である。
- ◆ 被保険者・被扶養者に比べると事業主の認知率は高いが、それでも22.0%である。

<<インセンティブ制度>>

【2018年】



協会けんぽでは、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること

| n=()は2017年 | | 2018年 | 2017年 |
|-------------|--------------|-------|-------|
| TOTAL | 7,200(4,402) | 12.0 | - |
| 事業主 | 150(130) | 22.0 | - |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 12.8 | - |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 9.8 | - |

(5)医療のかかり方に関する内容認知率

問10【全員に】医療のかかり方についてうかがいます。以下の医療のかかり方に関する内容を、あなたはご存知ですか。（回答はそれぞれ1つ）

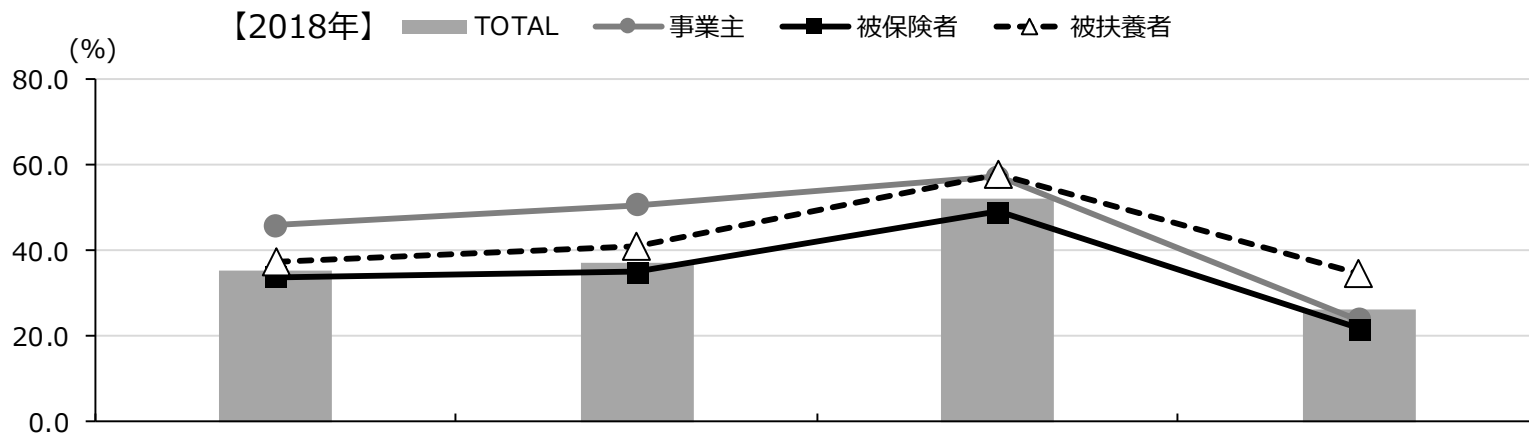
- 1 紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されるケースがあること
- 2 ハシゴ受診（安易な理由で次々とお医者さんを変えること）は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること
- 3 医療機関の診療時間外（夜間・休日）に受診すると割増料金がかかること
- 4 子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先（小児救急電話相談：＃8000）があること

回答

- (1) 知っている
- (2) 知らない

(5)医療のかかり方に関する内容認知率

- ◆ 医療のかかり方については、「医療機関の診療時間外(夜間・休日)に受診すると割増料金がかかること」は52.2%の認知率。次いで「ハシゴ受診は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること」37.3%、「紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されること」について、35.2%の認知率である。(* 前年聴取無し)
- ◆ 被保険者・被扶養者に比べると上位3項目は、事業主の認知率は高いが、それでも被保険者・被扶養者で3割から5割の認知率となっている。
- ◆ 「子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先(小児救急電話相談：#8000)があること」の認知率は、被扶養者が34.8%で最も高い。

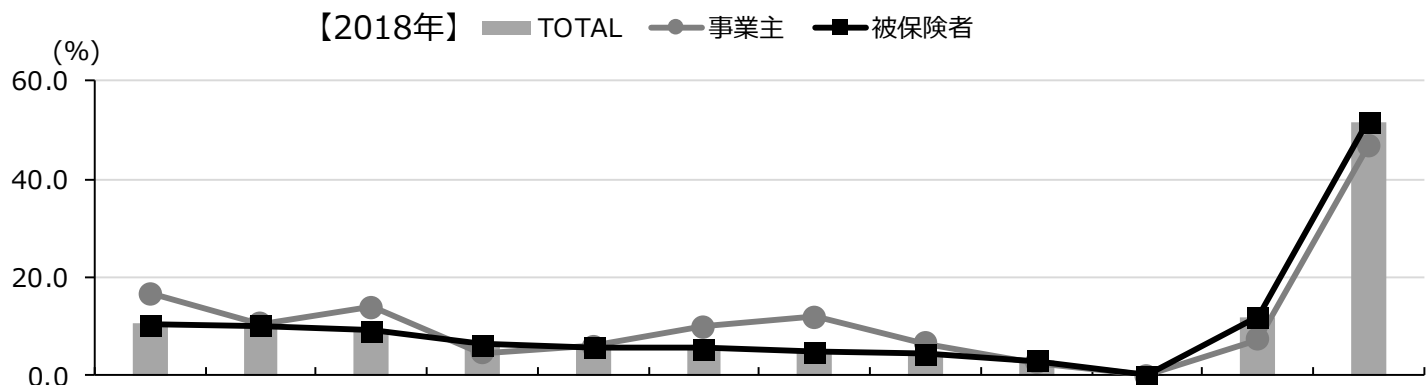


| | n=()は2017年 | 紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されること | | ハシゴ受診（安易な理由で次々とお医者さんを変えること）は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること | | 医療機関の診療時間外（夜間・休日）に受診すると割増料金がかかること | | 子どもを病院に連れて行くか迷った場合の救急相談先（小児救急電話相談：#8000）があること | |
|-------|--------------|--|-------|---|-------|-----------------------------------|-------|---|-------|
| | | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 | 2018年 | 2017年 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 35.2 | - | 37.3 | - | 52.2 | - | 26.2 | - |
| 事業主 | 150(130) | 46.0 | - | 50.7 | - | 57.3 | - | 24.0 | - |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 33.8 | - | 35.0 | - | 49.0 | - | 22.0 | - |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 37.3 | - | 41.1 | - | 58.1 | - | 34.8 | - |

(6) 情報周知状況 ① 職場での情報周知状況

- ◆ 職場での情報周知の方法としては、「回覧板で閲覧される」10.7%(前年10.0%)、「事業所内の壁等に掲示コーナーがある」10.3%(9.0%)「通知や情報誌等が各個人に配布される」9.4%(10.5%)、が上位となっている。
- ◆ 一方で、「どのように周知されているか、わからない」、「特に何もしていない」との回答は合わせて63.3%(前年61.4%)を占めており、職場で十分に情報が周知されていないケースも多く見られる。

前年比較 □ 職場での情報周知の方法としては、前年と大きく変わってはいない。しかし「どのように周知されているか、わからない」が減り、「特に何もしていない」が51.5%と過半数を超え、職場での情報周知の方法の減衰が見られている。



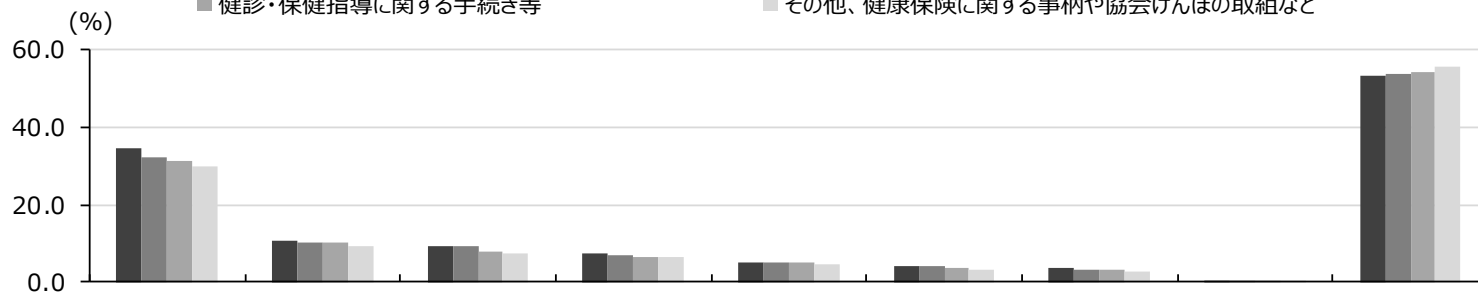
| | | n= | 回覧板で閲覧される | 事業所内の壁等に掲示コーナーがある | 通知や情報誌等が各個人に配布される | メールでのお知らせがある | 職場内のイントラネット上でお知らせが掲示される | 通知や情報誌等が職場内の一定の場所に置いてある | 各個人に直接声かけがある | 会議や朝礼等で一斉に声かけがある | 通知や情報誌等が個人宅に郵送される | その他 | どのように周知されているか、わからない | 特に何もしていない |
|-------|-------|-------|-----------|-------------------|-------------------|--------------|-------------------------|-------------------------|--------------|------------------|-------------------|-----|---------------------|-----------|
| 2018年 | TOTAL | 4,850 | 10.7 | 10.3 | 9.4 | 6.3 | 5.8 | 5.7 | 5.1 | 4.6 | 2.9 | 0.1 | 11.8 | 51.5 |
| | 事業主 | 150 | 16.7 | 10.7 | 14.0 | 4.7 | 6.0 | 10.0 | 12.0 | 6.7 | 2.7 | 0.0 | 7.3 | 46.7 |
| | 被保険者 | 4,700 | 10.5 | 10.3 | 9.3 | 6.3 | 5.8 | 5.6 | 4.9 | 4.5 | 3.0 | 0.1 | 11.9 | 51.7 |
| 2017年 | TOTAL | 3,290 | 10.0 | 9.0 | 10.5 | 5.1 | 5.2 | 5.9 | 5.6 | 4.2 | 3.0 | 0.4 | 25.7 | 35.7 |
| | 事業主 | 130 | 12.3 | 65.5 | 10.8 | 3.8 | 2.3 | 12.3 | 14.6 | 6.9 | 3.8 | 0.8 | 11.5 | 43.1 |
| | 被保険者 | 3,160 | 9.9 | 48.7 | 10.4 | 5.2 | 5.3 | 5.6 | 5.3 | 4.1 | 2.9 | 0.4 | 26.2 | 35.4 |

(6) 情報周知状況 ② 情報を得やすい発信手段

- ◆ 情報を得やすい手段で、いずれの内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「医療保険の仕組み、保険料率等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。
- ◆ 発信内容別に見た詳細は次頁以降(ページ)を参照。

| | |
|------|--|
| 前年比較 | □ 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が上昇している。 |
| | □ 一方で、その他の内容と情報発信手段は下がっており、「わからない」との評価が前年4割前後が5割半ばに増え、健保情報接触手段が低下している。 |

【2018年】 ■ 健康保険の仕組み、保険料率等 ■ 現金給付の種類、申請方法等
 ■ 健診・保健指導に関する手続き等 ■ その他、健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組など



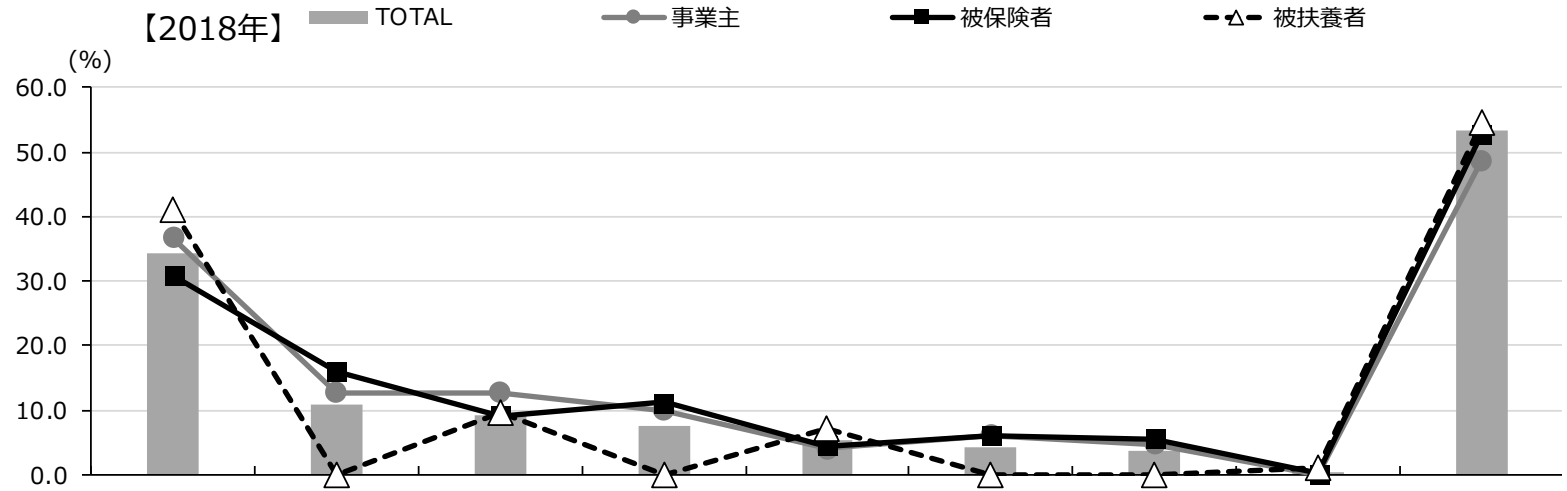
| | 協会けんぽのホームページ | | 事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される | | 協会けんぽのメールマガジン | | 事業所(職場)内のポスター掲示や回覧 | | 協会けんぽのSNS(※現在は一部地域で試行的に実施) | | 事業所(職場)からのメールによるお知らせ | | 事業所(職場)内のイントラネットでの掲示 | | その他 | | わからない | |
|---------------------------|--------------|------|-------------------------------|------|---------------|------|--------------------|------|----------------------------|------|----------------------|------|----------------------|------|------|------|-------|------|
| | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 |
| n=7,200('17はn=4,402) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康保険の仕組み、保険料率等 | 34.3 | 30.8 | 10.7 | 20.7 | 9.3 | 12.7 | 7.5 | 14.8 | 5.2 | 4.7 | 4.1 | 7.3 | 3.7 | 4.3 | 0.4 | 0.7 | 53.4 | 40.1 |
| 現金給付の種類、申請方法等 | 32.0 | 34.3 | 10.1 | 20.3 | 9.3 | 10.4 | 6.9 | 12.6 | 5.0 | 4.3 | 3.9 | 6.8 | 3.3 | 4.8 | 0.5 | 0.6 | 53.9 | 40.4 |
| 健診・保健指導に関する手続き等 | 31.1 | 33.6 | 10.1 | 21.3 | 8.0 | 10.3 | 6.6 | 12.7 | 5.0 | 4.2 | 3.8 | 7.5 | 3.2 | 4.3 | 0.4 | 0.7 | 54.4 | 39.2 |
| その他、健康保険に関する事柄や協会けんぽの取組など | 30.1 | 35.1 | 9.3 | 18.4 | 7.7 | 10.9 | 6.7 | 12.7 | 4.4 | 4.5 | 3.3 | 6.0 | 2.8 | 3.9 | 0.4 | 0.5 | 55.8 | 40.2 |

(6) 情報周知状況 ② 情報を得やすい発信手段 (医療保険の仕組み、保険料率等)

- ◆ 情報を得やすい手段で、「医療保険の仕組み、保険料率等」の内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「医療保険の仕組み、保険料率等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 事業主と被保険者では「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。

前年比較 □ 情報を得やすい手段で、前年に比べ、「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が上昇している。
 □ 一方で、その他の内容と情報発信手段は下がり、「わからない」との評価が前年4割前後が5割前後に増え、健保情報接触手段が低下している。

≪医療保険の仕組み、保険料率等≫



| | n=()は2017年 | 協会けんぽのホームページ | | 事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される(事業主及び被保険者)* | | 協会けんぽのメールマガジン | | 事業所(職場)内のポスター掲示や回覧(事業主及び被保険者)* | | 協会けんぽのSNS(※現在は一部地域で試行的に実施) | | 事業所(職場)からのメールによるお知らせ(事業主及び被保険者)* | | 事業所(職場)内のイントラネットでの掲示(事業主及び被保険者)* | | その他 | | わからない | |
|-------|--------------|--------------|------|---|------|---------------|------|--------------------------------|------|----------------------------|------|----------------------------------|------|----------------------------------|------|------|------|-------|------|
| | | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 34.3 | 30.8 | 10.7 | 20.7 | 9.3 | 12.7 | 7.5 | 14.8 | 5.2 | 4.7 | 4.1 | 7.3 | 3.7 | 4.3 | 0.4 | 0.7 | 53.4 | 40.1 |
| 事業主 | 150(130) | 36.7 | 30.0 | 12.7 | 22.3 | 12.7 | 16.2 | 10.0 | 14.6 | 4.0 | 1.5 | 6.0 | 6.2 | 4.7 | 3.1 | 0.0 | 0.8 | 48.7 | 33.8 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 30.9 | 25.6 | 16.0 | 27.9 | 9.1 | 10.7 | 11.1 | 20.0 | 4.4 | 3.6 | 6.1 | 9.9 | 5.6 | 5.8 | 0.1 | 0.3 | 52.9 | 38.7 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 41.1 | 45.5 | - | - | 9.5 | 18.0 | - | - | 7.1 | 8.0 | - | - | - | - | 1.0 | 1.7 | 54.6 | 44.9 |

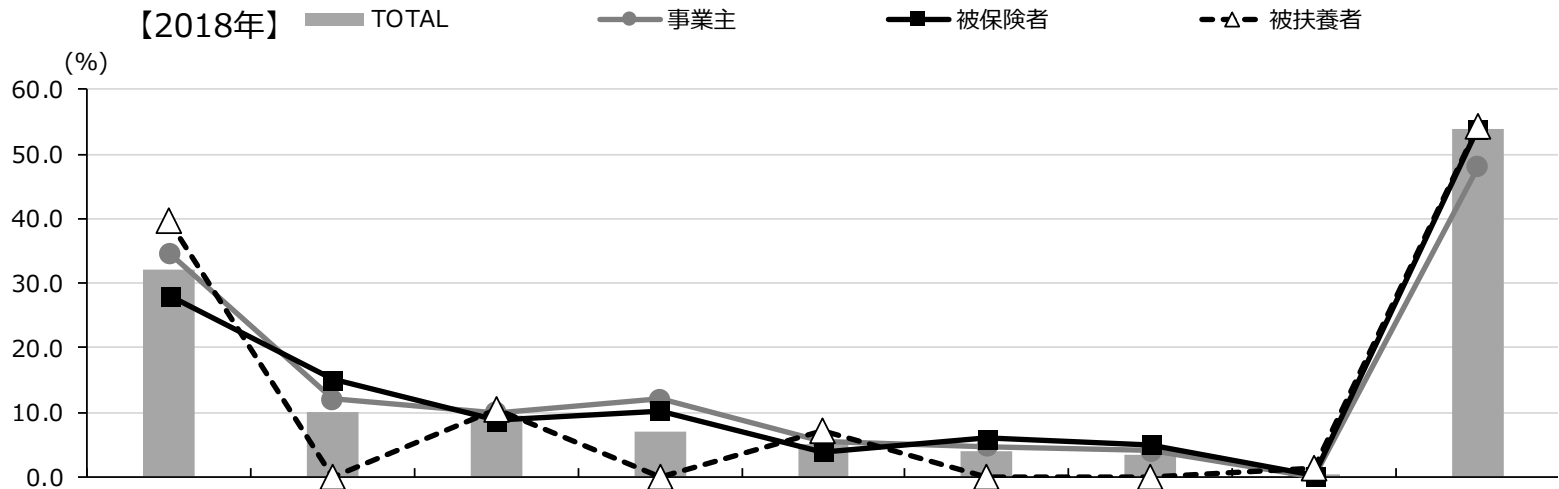
*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

(6) 情報周知状況 ② 情報を得やすい発信手段 (現金給付の種類、申請方法等)

- ◆ 「現金給付の種類、申請方法等」の内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「現金給付の種類、申請方法等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 事業主と被保険者では「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。

前年比較 □ 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で被扶養者の「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が低下が懸念される。
 □ 一方で、その他の内容と情報発信手段は下がり、「わからない」との評価が前年3台が5割前後に増え、健保情報接触手段が低下している。

≪現金給付の種類、申請方法等≫



| | n=()は2017年 | 協会けんぽのホームページ | | 事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される(事業主及び被保険者)* | | 協会けんぽのメールマガジン | | 事業所(職場)内のポスター掲示や回覧(事業主及び被保険者)* | | 協会けんぽのSNS(※現在は一部地域で試行的に実施) | | 事業所(職場)からのメールによるお知らせ(事業主及び被保険者)* | | 事業所(職場)内のイントラネットでの掲示(事業主及び被保険者)* | | その他 | | わからない | |
|-------|--------------|--------------|------|---|------|---------------|------|--------------------------------|------|----------------------------|------|----------------------------------|------|----------------------------------|------|------|------|-------|------|
| | | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 32.0 | 34.3 | 10.1 | 20.3 | 9.3 | 10.4 | 6.9 | 12.6 | 5.0 | 4.3 | 3.9 | 6.8 | 3.3 | 4.8 | 0.5 | 0.6 | 53.9 | 40.4 |
| 事業主 | 150(130) | 34.7 | 33.8 | 12.0 | 25.4 | 10.0 | 11.5 | 12.0 | 14.6 | 5.3 | 2.3 | 4.7 | 2.3 | 4.0 | 3.8 | 0.0 | 1.5 | 48.0 | 35.4 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 28.1 | 28.4 | 15.1 | 27.2 | 8.7 | 8.4 | 10.2 | 16.9 | 3.9 | 3.3 | 5.9 | 9.4 | 5.0 | 6.5 | 0.1 | 0.3 | 54.0 | 40.5 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 39.7 | 51.2 | - | - | 10.6 | 16.0 | - | - | 7.1 | 7.5 | - | - | - | - | 1.2 | 1.5 | 54.2 | 40.7 |

*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

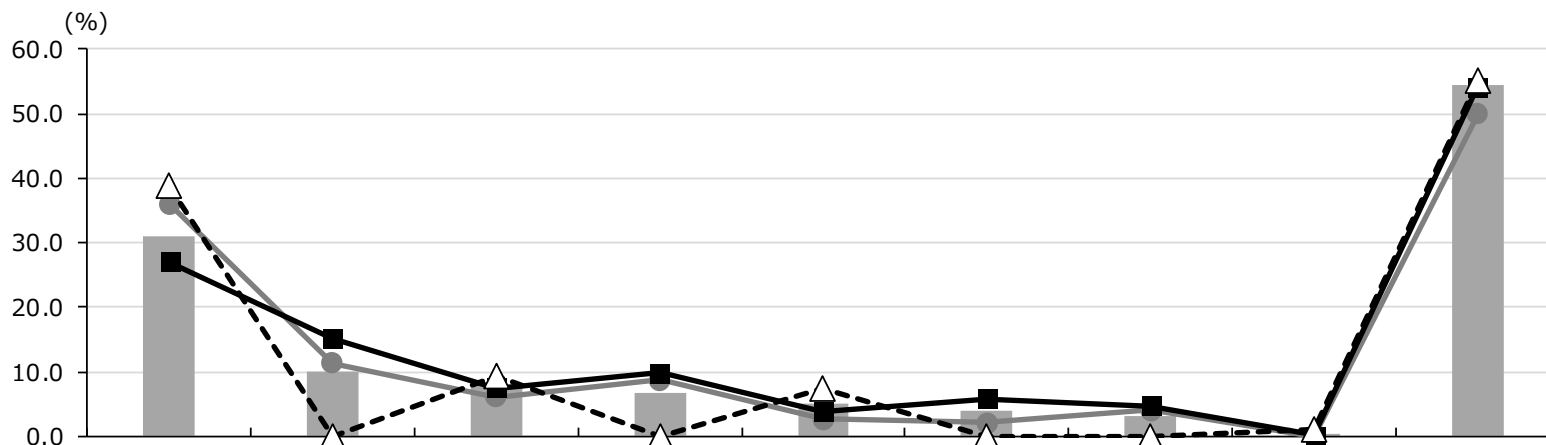
(6) 情報周知状況 ② 情報を得やすい発信手段 (健診・保健指導に関する手続等)

- ◆ 「健診・保健指導に関する手続等」の内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「健診・保健指導に関する手続等」の情報発信を、特に被扶養者は「協会けんぽのホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 事業主と被保険者では「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が増え、「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が広がっている。

前年比較 □ 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で被扶養者の「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合が低下し懸念される。
 □ 一方で、その他の内容と情報発信手段は下がり、「わからない」との評価が前年3割台が5割前後に増え、健保情報接触手段が低下している。

「健診・保健指導に関する手続等」

【2018年】 TOTAL 事業主 被保険者 被扶養者



| | n=()は2017年 | 協会けんぽのホームページ | | 事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される(事業主及び被保険者)* | | 協会けんぽのメールマガジン | | 事業所(職場)内のポスター掲示や回覧(事業主及び被保険者)* | | 協会けんぽのSNS(※現在は一部地域で試行的に実施) | | 事業所(職場)からのメールによるお知らせ(事業主及び被保険者)* | | 事業所(職場)内のイントラネットでの掲示(事業主及び被保険者)* | | その他 | | わからない | |
|-------|--------------|--------------|------|---|------|---------------|------|--------------------------------|------|----------------------------|------|----------------------------------|------|----------------------------------|------|------|------|-------|------|
| | | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 | 2018 | 2017 |
| TOTAL | 7,200(4,402) | 31.1 | 33.6 | 10.1 | 21.3 | 8.0 | 10.3 | 6.6 | 12.7 | 5.0 | 4.2 | 3.8 | 7.5 | 3.2 | 4.3 | 0.4 | 0.7 | 54.4 | 39.2 |
| 事業主 | 150(130) | 36.0 | 34.6 | 11.3 | 22.3 | 6.0 | 9.2 | 8.7 | 16.2 | 2.7 | 1.5 | 2.0 | 3.8 | 4.0 | 3.1 | 0.0 | 1.5 | 50.0 | 34.6 |
| 被保険者 | 4,700(3,160) | 27.0 | 27.1 | 15.1 | 28.7 | 7.4 | 8.2 | 9.8 | 17.1 | 3.9 | 3.2 | 5.8 | 10.3 | 4.7 | 5.9 | 0.1 | 0.2 | 54.3 | 39.2 |
| 被扶養者 | 2,350(1,112) | 38.9 | 52.1 | - | - | 9.4 | 16.6 | - | - | 7.4 | 7.6 | - | - | - | - | 1.1 | 2.2 | 55.1 | 39.6 |

*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

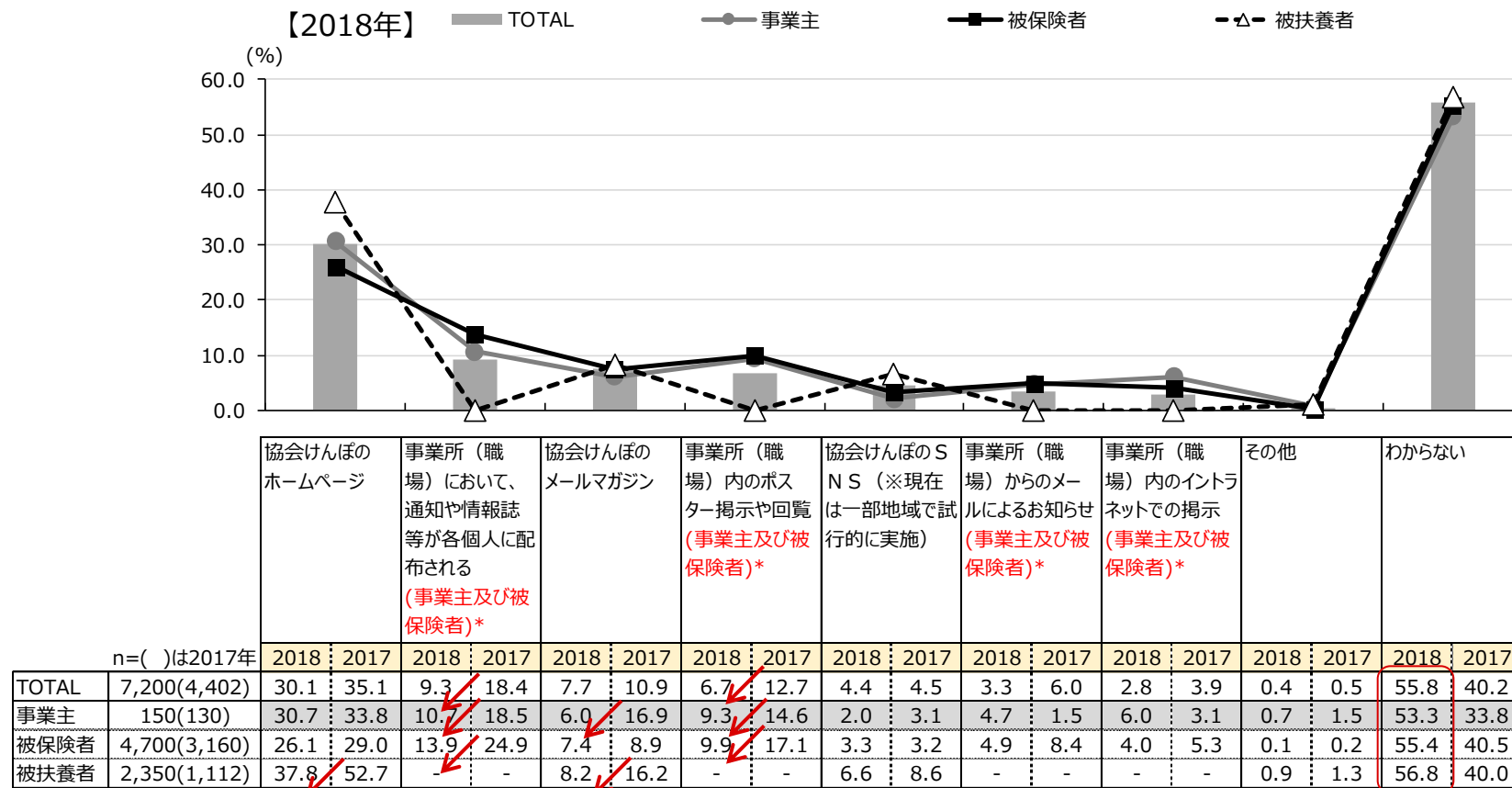
(6) 情報周知状況 ② 情報を得やすい発信手段 (その他、協会けんぽの取組など)

- ◆ 「医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など」の内容についても、「協会けんぽのホームページ」が3割台と最も高く、次いで「事業所(職場)において、通知や情報誌等が各個人に配布される」、、「協会けんぽのメールマガジン」「事業所(職場内)のポスター掲示や回覧」と続く。
- ◆ 事業所内での「医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など」の情報発信を、特に被扶養者は「ホームページ」での情報発信をあげる傾向が見られる。
- ◆ 事業主と被保険者では「協会けんぽのホームページ」「SNS」の接触が高いものの低下が見られるが、それ以上に「その他手段」が減り、全体に「ホームページ」と「その他」手段の格差が見られる。

前年比較

- 情報を得やすい手段で、前年に比べ、情報発信手段で「協会けんぽのホームページ」「SNS」の割合も低下し、全体の低下が懸念される。
- その結果、全体に情報発信手段は下がり、「わからない」との評価が前年4割前後が5割前後に増え、健保情報接触手段が低下している。

≪その他、医療保険に関する事柄や協会けんぽの取組など≫



*注：回答者が(赤字)のみに絞られています

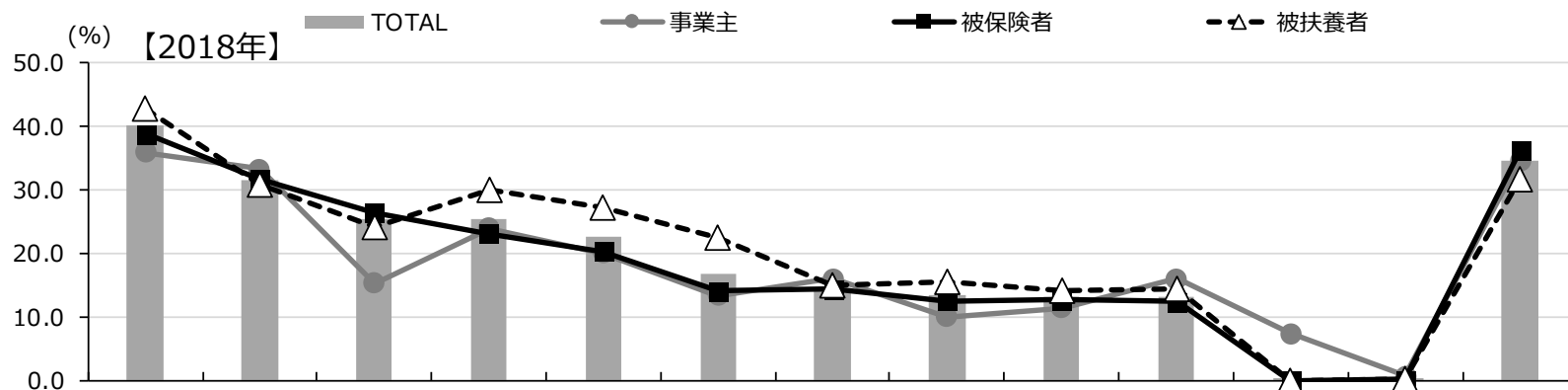
(6)情報周知状況 ③必要な情報(または、十分に得られていないと思われる情報)

問13【全員に】健康保険や健康づくりについて、あなたはどのような情報が必要ですか。必要だと思う情報、十分に得られていないと思われる情報をお答えください。
(回答はいくつでも)

- (1) 保険料率について
- (2) 現金給付(傷病手当金、高額療養費等)の種類、申請方法について
- (3) 健診・保健指導の内容、手続き方法について
- (4) 退職後の健康保険(任意継続)について
- (5) ジェネリック医薬品について
- (6) 医療費の節約にもつながる「医療の上手なかかり方」について
- (7) インセンティブ制度(加入者の皆様の取組みで保険料率が変わる制度)について
- (8) 健康づくりについて(運動、飲酒、メンタルヘルス、禁煙対策等)
- (9) 食生活に関する情報について(健康レシピや食習慣、栄養等)
- (10) 職場の健康づくりについて(健康経営、職場の禁煙対策、メンタルヘルス対策)
(※事業主のみ)
- (11) 流行病(インフルエンザ・風疹等)の情報について
- (12) その他()
- (13) 特にない

(6) 情報周知状況 ③ 必要な情報 (または、十分に得られていないと思われる情報)

◆ 健康保険や健康づくりで「必要だと思う情報」、「十分に得られていない」と評価される情報は、「現金給付(傷病手当金、高額療養費等)の種類、申請方法について」40.1%、次いで「保険料率について」31.5%、「退職後の健康保険(任意継続)について」25.5%、「健診・保健指導の内容、手続き方法について」25.4%がトップ4となっている。



| | | n= | 現金給付 (傷病手 当金、高 額療養費 等)の種 類、申請 方法につ いて | 保険料率 について | 退職後の 健康保険 (任意継 続)につ いて | 健診・保健 指導の内 容、手続 き方法につ いて | 医療費の 節約にも つながら る「医療 の上手な 方」につ いて | 流行病 (インフ ルエンザ・ 風疹等)の 情報につ いて | ジェネリッ ク医薬品につ いて | 食生活に 関する情報 について (健康レシ ピや食習 慣、栄養 等) | 健康づく りにつ いて (運動、 飲酒、メン タルヘル ス、禁煙対 策等) | インセン ティブ制 度(加入 者の皆 様の取 組みで 保険料 率が変わ る制度)につ いて | 職場の健 康づく りにつ いて(健 康経営、 職場の 禁煙対 策、メン タルヘル ス対策) | その他 | 特にな い |
|----|-------|-------|--|--------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|---|-----------------------|--|--|--|--|-----|----------|
| 期待 | TOTAL | 7,200 | 40.1 | 31.5 | 25.5 | 25.4 | 22.5 | 16.8 | 14.6 | 13.4 | 13.1 | 13.1 | 0.2 | 0.1 | 34.7 |
| | 事業主 | 150 | 36.0 | 33.3 | 15.3 | 24.0 | 20.0 | 13.3 | 16.0 | 10.0 | 11.3 | 16.0 | 7.3 | 0.7 | 34.7 |
| | 被保険者 | 4,700 | 38.8 | 31.7 | 26.5 | 23.1 | 20.3 | 14.1 | 14.4 | 12.5 | 12.7 | 12.4 | 0.0 | 0.1 | 36.3 |
| | 被扶養者 | 2,350 | 42.8 | 31.0 | 24.1 | 30.1 | 27.2 | 22.3 | 15.0 | 15.4 | 14.2 | 14.3 | 0.0 | 0.1 | 31.7 |
| 認知 | TOTAL | 7,200 | 49.5 | 30.2 | 27.4 | 26.6 | 37.7 | - | 41.0 | - | - | 12.0 | 10.0 | - | - |
| | 事業主 | 150 | 59.0 | 55.0 | 44.0 | 42.7 | 44.5 | - | 51.5 | - | - | 22.0 | 25.3 | - | - |
| | 被保険者 | 4,700 | 49.4 | 33.4 | 29.1 | 27.7 | 35.0 | - | 41.0 | - | - | 12.8 | 11.2 | - | - |
| | 被扶養者 | 2,350 | 49.0 | 22.2 | 22.9 | 23.3 | 42.8 | - | 40.3 | - | - | 9.8 | 6.7 | - | - |